

監 査 報 告 書

学校法人 福 岡 女 学 院

理 事 会 御 中

評 議 員 会 御 中

私たち学校法人福岡女学院の監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人福岡女学院寄附行為第28条の定めに基づき、学校法人福岡女学院の2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査いたしました。その結果につき次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

私たち監事は、理事会、評議員会その他の重要な会議に出席し、理事等からの事業の報告を聴取し重要な決裁書類等を閲覧しました。また、監査法人北三会計社から私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査に関する説明を受け、計算書類並びに財産目録について確認するなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し資金収支計算書（人件費内訳表を含む。）、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 資金収支計算書（人件費内訳表を含む。）、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、法令及び寄附行為に従い学校法人福岡女学院の財産、資金及び事業活動収支の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 学校法人福岡女学院の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関して、法令及び寄附行為に違反した重大な事実はなく、適切に運営されていることを認めます。

2025年5月19日

学校法人 福 岡 女 学 院

監 事

吉 田 雅 俊



監 事

上 野 雅 生

